

屋根雪除雪安全対策 支援事業補助金

事業の目的

魚沼市では、屋根の雪下し時の事故を未然に防ぐことを目的として命綱を取り付ける金具を設置する工事等に対して補助します。

◇補助制度の概要◇

1. 補助を受けられる人（申請できる人）

- ① 魚沼市に住民登録・外国人登録している方又は市内に本社・営業所・支店等がある法人であること。
- ② 市税の滞納がない方及び法人

2. 対象となる建物

- ① 魚沼市内の建築物（住宅、倉庫等）
ただし、いずれも1棟あたり1申請とします。
※雪下ろし式の屋根が対象です。（融雪式屋根等設備の故障などにより雪下ろししている場合は、事前にご相談ください。）
- ② 屋根雪除雪安全対策補助を受けたことのある建築物は除きます。

3. 対象となる工事

- ① 屋根雪除雪安全対策として命綱を取付ける金具等を設置する工事
- ② 屋根雪除雪安全対策として雪下し時の転落防止対策を行う工事
※雪止めのみの設置工事は、認められません。
- ③ 令和9年2月末までに完了する工事
※交付決定前の事前着工は認められません。
※下屋も含め、建築物全体に何等かの安全対策がなされること。

4. 施工業者・工事経費等の条件

市内に本社もしくは営業所を有している法人及び市内に住所を有する個人事業主が施工する工事
なお、工事費用から消費税を除いた対象経費の下限要件はありません。

5. 補助率・補助限度額

- 【一般】 補助対象経費の50%、上限10万円（千円未満は切捨て）
【軽度生活支援】 補助対象経費の90%、上限15万円（千円未満は切捨て）

6. 募集期間・補助枠（予定件数）

令和8年11月末日まで ※予算額に達し次第締め切ります。

- ① 一般世帯：15件程度
- ② 軽度生活支援世帯：20件程度

7. 申請方法

- ① 申請用紙は、都市整備課、北部事務所及び市のホームページで入手できます。
- ② 申請書に必要な書類を添付し、施工業者とご相談のうえ申請してください。（施工業者による代理申請も可能です。）

8. 申請窓口

市役所 産業経済部 都市整備課

※ くわしくは、産業経済部都市整備課建築住宅係（Tel 793-7991）にお問い合わせください。